

イギリスの教師教育

— 2010 年、労働党政権から連立政権へ —

高 野 和 子

はじめに

2010 年 5 月 6 日投票の総選挙の結果、労働党にかわって保守・自由民主両党による連立政権が発足した。トニー・ブレア Tony Blair 率いる新労働党 New Labour が、その選挙マニフェストで、三つの優先政策は「教育、教育、教育だ」と高らかに繰り返して地滑り的な勝利を収め、保守党から政権を奪って以来 13 年である。

新労働党の教育政策とサッチャー保守党政権のそれとの関係については、労働党政権が保守党の新自由主義的教育政策を維持・拡大し不平等を悪化させた、と、その連続性がつとに指摘されてきた。同時に、労働党政権下で公的教育支出の非常な増大—とりわけ情報コミュニケーション技術 ICT 関連でのインフラ整備と教員に対しての給与増やティーチング・アシスタント配置—がなされたことなど、その前進面をみる評価もあり、政策領域や研究者によっていまだ論争中であると言ってよい¹。

2010 年の政権交代の翌週、5 月 12 日には、労働党の子ども関連施策統合を象徴していたとも言える「子ども・学校・家庭省 Department for Children, Schools and Families」が「教育省 Department for Education」と名称を変え、保守党のマイケル・ゴープ Michael Gove が教育大臣に就任した。間をおかず、2010 年 7 月にはアカデミー法 Academies Act 2010(2010c.32) が成立した。アカデミーは、労働党政権がスタートさせたものであり、一部の公立学校が地方自治体の管理を離れ、中央政府から直接に運営費を受け取り、学校理事会のもとで教員の給与・待遇・カリキュラム・学期期間設定などに自由裁量を持つものである。アカデミー法によって、公立学校のアカデミーへの移行が促進され、さらに 2011 年 9 月からは親や教員のグループ、慈善団体、教会・企業等が設置申請する「フリー・スクール」が出現する予定であるなど、イギリス² 公教育制度の枠組み自体に大きな変動が起こりつつあり、当然、教員のあり方も変わらざるを得ない。今度は、新労働党と保守党の教育政策について、連続性と断絶・方針転換の検証が必要になってくるわけである。

本稿は、イギリスの教師教育について、政権交代のあった2010年に時期を区切り、労働党政権下での教師教育政策の帰結を明らかにし、連立政権の初期段階での方針をつかもうとするものである。1では、労働党政権終盤の段階でのイギリスにおける教師教育の状況を俯瞰する。2では、1で指摘した特徴について、労働党政権終盤にどのような評価がなされ、改革方向としてどのような方向が出されていたのか、また、その後の連立政権によってどのような方向性の変化が生じてきているのかをみる。その際、必要に応じて高等教育関係者の反応にもふれる。労働党政権期を見る文書としては2010年1月18日に公表された下院委員会報告書³をもちいる。この報告書は、一年以上をかけて集めた幅広い団体・個人からの書面・口頭での証言、養成を受けている人や養成課程を修了して間もない教員への聞き取りなどをもとに作成され、最終報告書だけではなくその基礎となった証言類も公表されており⁴、実態を把握するのに信頼性が高い。連立政権の方針を見る文書としては11月24日に教育省から発表された教育白書『教育の重要性』⁵を用いる。

1. 労働党政権下での教師教育

(1) 関連機関

教師教育に関わる全国レベルの機関には以下のようなものがあつた⁶。

a) 子ども・学校・家庭省 Department for Children, Schools and Families = DCSF

2007年6月に、それまでの教育技能省 Department for Education and Skills の所掌事項のうち、高等教育と技能に関わる部分をイノベーション・大学・技能省 Department for Innovation, Universities, and Skills に移し、その他の部分を引き継いで設立された。これにより、子どもの健康・子どもの貧困に関わる事項への責任が、学校教育とともに一つの省の管轄となった。子ども・学校・家庭省の設置により、「教育」を冠する省は無くなった。

b) 学校教職員職能成長担当機関 Training and Development Agency for Schools = TDA

学校教職員の職能開発、養成課程の認定と定員配分・補助金交付に責任を持つ。執行型・非省庁型公共機関 executive non-departmental public body として、毎年、子ども・学校・家庭大臣から権限事項について文書を受け、省の政策を執行する。サッチャー政権下で1994年に設置された Teacher Training Agency が2005年9月に改組されたもので、改組に際して、教員以外の諸職種も含め、学校で働く人々全体を対象とすることとなった。

c) 教育水準局 Office for Standards in Education = Ofsted

同じくサッチャー政権下で、それまでの勅任視学官を引き継ぎ、1992年教育（学校）法に基づいて設置された。高等教育機関以外の諸学校の査察 inspection を行い、その報告書を公開する。教員養成課程については、高等教育機関一般の研究評価・教育評価とは別に、高等教育機関で提供されている場合にも Ofsted が査察を行う。

d) 教職総評議会 General Teaching Council for England = GTCE

教職の基準の監視と倫理綱領の確立、教員の役割・供給・質について大臣などに助言する法的権限を持つ。1998年教員・高等教育法 Teaching and Higher Education Act 1998 をうけて設置された独立団体で、2000年から実際に機能している。公立・公営学校（公的資金で維持される学校）で教員として勤務するには、GTCEに登録する義務がある。教職への入職コントロールと専門職としての水準の維持向上に教員自身に関わるしくみ（64名のメンバーの内、9名が教員団体任命で教員を代表する）という点で、GTCの設立は、保守党から労働党への政権交代を象徴する面があった。

(2) 教員資格

公立・公営学校教員として勤めるためには、有資格教員の地位 Qualified Teacher Status = QTS を取得する必要がある。公的資金を受けない独立学校の場合はQTSが義務づけられていない。QTSには中等教員と初等教員の区別や教科の区別がなく資格としては一種類であるが、養成課程は学校種と教科に分化されている。QTSは、通常、上記(1)b)のTDAが認定した教員養成課程を修了することと、読み書き（例えば、正確な綴りや句読法）・情報コミュニケーション技術・計算の3分野のスキル・テストに合格することで取得できる。

スキル・テストは、教員養成を受けている者でなければ受験できない。日本とは異なり、イギリスでは教員養成課程の定員がコントロールされていることもあり、養成課程に入ると未来の教員候補として(1)d)のGTCEに仮登録される。スキル・テスト受験には仮登録されていることが必要である。受験は養成課程修了前から可能である。

イギリスには、教員の専門性を5段階の職階に応じて規定した専門性基準⁷があり、QTSはその第一段階にあたる。

新一年目は、法定の導入教育 induction 期間である。新任教員 Newly Qualified Teacher = NQT にはメンターがつき、授業負担は通常より10%軽減され、研修と評価をうける。導入教育期間を修了（合格）できなくともQTSを失うことはないが、GTCEへの登録が取り消され、公立・公営学校に勤務することができなくなる。

(3) 教員養成のルートと提供者の多様化

以下、(3)～(7)では、イギリスの特徴を簡略に述べる⁸。

(2)で「TDAが認定した教員養成課程」と述べたが、この教員養成のルートが【表1】に示したようにきわめて多様化しているのが特徴の第一である。ルートの多様化は、サッチャー政権下で1990年にライセンス教師計画（現在では既に廃止）が開始されて以来、労働党政権下でも継続されてきた。

日本での教員養成のイメージは、“学生として高等教育機関に所属し、講義や演習に加えてボランティアや教育実習など学校現場経験をもつ”というものであろう。しかし、イギリスでは、これとは異なる形態—履修期間のほとんどを学校ですごす「学校における教員養成」や、無資格教員として給与を受けて働きながら同時並行で養成を受ける「雇用ベースの教員養成」ルート（登録教員プログラム他）などが多数存在する。ルートの多様化は、教員養成課程提供者の多様化でもある。「学校における教員養成」は、通常、複数の学校からなるコンソーシアムによって運営されているし、「雇用ベースの教員養成」は、学校・地方当局・高等教育機関が個別、あるいは連携して提供者（EBITT provider）となる。

養成「提供者」という用語は、“大学（短期大学を含む）が教員養成を行う”という前提で議論される日本の感覚では違和感があるが、それは、このように提供者が多様化して高等教育機関のポジションがいわば相対化されていることによるものである。同時に、養成を受ける側は、学生 student ではなく、trainee teacher と呼ばれるようになっていく。「雇用ベースの教員養成」を受けている者は、「学生」ではなく、毎年度の教職員統計⁹にも含まれる「教員」の扱いである。

なお、ルートの追加・改廃が頻繁であるため、【表1】は「2010年2月9日時点で作成」と記されたもの（の日本語訳）という限定つきである。

（4）基準の設定と査察による「質保証」システム

（3）のように多様化している教員養成の「質保証」のために、“基準 standards を設定し、それを軸にして課程認定・査察・予算の分配を結びつける”というシステムがとられてきた。基準¹⁰には、養成提供者が満たすべき要件と、教員志望者が QTS 取得段階で達成すべき専門性が示されている。養成提供者が課程認定を得るためには、受講生が課程修了時に QTS 取得段階での専門性基準をすべて達成できるような課程をデザインする必要がある。基準を設定することで、多様な養成ルートのどれを経由して教職に就く場合でも、教員として一定の質が担保されるという組立てである。

基準の設定とそれにもとづく課程認定を TDA が行い、実際の養成に関しては Ofsted が養成提供者に対する査察を実施し、その査察結果をもとに TDA が養成提供者に定員と予算の配分を行う。これにより、高等教育機関に限らない多様な提供者（例えば学校のコンソーシアム）が行う教員養成の質が一元的に管理される。この「質保証」システムの基本形も、サッチャー政権下でできあがった。

【表1】 教員養成のルート

名称	形態	期間(フルタイムの場合)	登録の要件	出願方法
教育学士 BEd 文学士/理学士と教員資格 BA/BSc with QTS	・高等教育機関ベースの養成 ・教科の知識と教職スキル ・教育実習	3-4年	・Aレベル2つ又は同等(例えば職業資格) ・英語と数学(初等教員養成の場合は、理科も)でGCSE試験C判定以上 ・選抜課程で全員に面接 ・犯罪履歴確認(CRB = Criminal Records Bureau check)をクリアすること ・健康と身体能力について大臣が定める要件を満たす	高等教育出願管理機関(UCAS = Universities & Colleges Admissions Service)を通して
学卒後課程 PGCE = Postgraduate Certificate in Education	・高等教育機関ベースの養成 ・教職スキルに特化 ・教育実習 ・修士学位につながる単位を含む	1年 ・パートタイムやフレックスの2年課程、数学・理科の18ヶ月課程がごく少数存在する	・英国の学位又は同等の資格 ・GCSEその他の要件については同上	学卒後教員養成登録機関(GTTR = Graduate Teacher Training Registry)を通して、又は養成提供者へ
学卒後課程 PgCE = Professional Certificate in Education	同上。ただし、修士レベルの単位を含まない学士レベルの資格			
学校における教員養成 SCITT= School-Centred Initial Teacher Training	・リード・スクール/他の学校での養成 ・高等教育機関が授与するPGCE資格取得が可能なSCITTプログラムもある	1年	・英国の学位又は同等の資格 ・GCSEその他の要件については同上	学卒後教員養成登録機関(GTTR = Graduate Teacher Training Registry)を通して、又は養成提供者へ
登録教員プログラム RTP = Registered Teacher Programme	・働きながらの養成(On-the-job training) ・教科の知識を学位レベルまで伸ばすために高等教育機関ベースの学習	2年 但し、受講者が既に何らかの教育経験を持っている場合は2年未満	・2年の高等教育(例:ディプロマ)又は同等の資格 ・GCSEその他の要件については同上	・希望者はまず自分を無資格教員として雇用してくれる学校を見つける必要がある。 ・勤務する学校が見つかったら地域のEBITT(=Employment Based Initial Teacher Training)提供者に出願
学卒教員プログラム GTP = Graduate Teacher Programme	・働きながらの養成(On-the-job training)	1年	・英国の学位又は同等の資格 ・上記GCSEその他の要件と同等の資格 ・GCSEその他の要件については同上	・全国紙/地方紙に掲載される募集、又は地域のEBITT提供者に
海外養成教員プログラム OTTP = Overseas Trained Teacher Programme	・ヨーロッパ経済圏以外で教員資格を得た者は、イギリスの教員資格QTS無しでも、最大4年まで臨時教員として勤務可能 ・個別に計画した養成によってQTS取得可能に	最長1年まで	・「海外教員」として資格認定を受け、イングランドの学校で勤務すること ・英国の学士と同等の資格 ・GCSEその他上記の要件と同等の資格	地域のEBITT提供者を通して
6ヶ月 Six-month	・短期集中プログラム ・最初の10日間は高等教育機関ベースで教授スキルの養成 ・60日間の教育実習 ・追加的な高等教育機関ベースの養成 ・2009年9月にロンドンの中等学校で試行開始	最長6ヶ月	・英国の学位又は同等の資格 ・GCSEその他の選抜要件については同上	提供者を通して
ティーチ・ファースト Teach First	・独立組織による運営 ・6週間の高等教育機関ベースの養成 ・中等学校の課題集中校で勤務 ・トップ企業での勤務経験とリーダーシップ訓練	2年	・2.1 undergraduate degree ・UCASのポイント換算で300(AレベルでBBB) ・GCSEの数学・英語でC以上 ・リーダーシップ、チームワークその他で高度な能力を示せること ・他の選抜要件は同上	出願後、1日の評価センタープログラム
評価のみ Assessment only	・教員としての能力を実証するポートフォリオを提出 ・学校での評価(一日) ・初等教員および芸術デザイン、地理、歴史、数学、現代語、体育、宗教教育、理科の中等教員に適用	最長1年まで	・英国の学位又は同等の資格 ・GCSE要件は同上 ・実質的な教員経験	グロスターシャー大学がイングランドのための当該プログラムを運営している
教職へ戻ろうプログラム RTTP = Return to Teach Programme	・教室外での養成 ・10日間のサポート付き教育実習	6~12週間	・教員資格QTSと実質的な教育経験	TDAを通して
i-teach	・化学、数学、物理にのみ適用 ・遠隔教育 ・2校で3ないし4回の教育実習 ・PgCE又はPGCEが取得できる	18ヶ月	・英国の学位又は同等の資格 ・GCSE要件は同上	提供者(カンタベリー・クライスト・チャーチ大学とアイルランドのハイパーニア・カレッジ)を通して

Source: Annex 1of House of Commons, Children, Schools and Families Committee-fourth Report: Training of Teachers, 18 January 2010.

(5) 教員養成における学校の役割の増大

ルートと提供者の多様化が進むことと並行して、顕著なのは、教員養成において学校の役割が増大していることである。「学校における教員養成」や「雇用ベースの教員養成」のケースはもちろんであるが、高等教育機関ベースの養成であっても、学校の役割は大きい。教育実習の最低必要期間は、学士課程の4年制プログラムで32週間、2・3年制プログラムで24週間、学卒後課程の中等教員養成で24週間、初等教員養成で18週間であり、養成期間中に学校で過ごす時間が長く、しかも実習は最低2校で経験しなければならない¹¹。養成受講者に対して、学校で現職教員がどのような指導を行うのが、養成教育の成否に大きく関わってくる。

(4) でふれた基準のなかには、養成提供者が満たすべき「パートナーシップ要件」が定められており、すべての養成提供者は、「パートナー間で、各パートナーの役割と責任を定めるパートナーシップ合意書を作成」し、各パートナーは「養成受講者の選抜・養成・評価のために協力して取り組む」¹²とされている。これにより、高等教育機関と学校とは正式な合意文書にもとづくパートナーシップを組んで教員養成を行う必要がある。

(6) 修士レベルの専門職に向けた動き

教職の修士レベル化の志向は、まず、既存の学卒後課程の一定部分を修士レベル化することとして具体化された。【表1】で、PGCEの「形態」の欄に「修士学位につながる単位を含む」となっているのがそれである。【表1】のPGCEでも、PgCEでも、課程の修了それ自体では修士学位は取得できない。しかし、PGCEの場合、取得した単位のうち、修士レベルの単位は、将来、修士学位を取得しようとした時に、必要単位数にカウントすることができる。教員養成を受けること(QTS取得)が将来的な修士取得の準備過程ともなることで、教職の修士レベル化が促進される。

修士レベルの専門職に向けたもう一つの動きが、教職修士 Masters in Teaching and Learning = MTLの導入である。2008年3月7日、子ども・学校・家庭省が発表した『子どもたちへ最良の教育を与えるために：ティーチングとラーニングの才能開花へ向けて』¹³と題する文書で、MTLの導入が提案され、2010年9月から、イングランド北西部及び課題集中地域校勤務の新任教員を対象にプログラムが開始された¹⁴。

新任教員には、前述のように、1年間の導入教育修了が義務づけられているが、MTLは、この時期も含め、養成－導入教育－初任期の現職教育を継続的につなごうとするものである。MTLは3年の修士プログラムで、実践に基礎をおくこと(practice-based)が特徴であり、履修者には学校のコーチと高等教育機関のチューターがついて、ほとんどの学びを学校現場で行う。内容的には4つのコア領域－「教授・学習」「教科の知識」「子どもの発達とインクルージョン」「リーダーシップとマネージメント」－をカバーするものとされ、MTLのための枠組み¹⁵が設

定されている。プログラムの費用、履修者が MTL の学習をする時間の代替要員費用、学校のコーチの養成費用については政府が負担するものとなっていた。

(7) 教員確保の難しさ

イングランドの教師教育を考える際に、見落としとしてはならないのは、教員の量的確保の状況である。公立学校で働く教員は 432,800 人、ティーチング・アシスタントなどのサポート・スタッフは 338,900 人（2009 年）。2009 年 1 月現在の空きポスト数は 2,240 で、フルタイムの校長ポストでも臨時的に埋められているのが 570 になっている（臨時的任用、任命したが着任していない等々）。

2008 年 3 月 31 日から 2009 年同日までの 1 年間に、公立学校フルタイム勤務への入職者は 35,870 人、退職者は全体で 33,970 人。2009/10 年度に教員養成を開始した者（修了者ではない）は 38,620 人（高等教育機関ベース 32,160 人、雇用ベース 6,460 人）であるので、新規に教員資格を得た人で必要な入職者をまかなおうとすると決して余裕のある状態ではない。

退職した教員 33,970 人のうち、リタイアした人は 7,710 人、それ以外の退職（高等教育 / 継続教育機関やアカデミーへの異動者を含む）が 26,260 人であるので、公立学校教員から他職種・他校種へと人が抜けていくことで退職者数がふくらんでいる状態である。¹⁶

2. 労働党政権から連立政権へ

では、これまで述べてきたような状況に対して、政権交代をはさんで出された二つの文書、下院委員会報告書（2010 年 1 月）と白書（同年 11 月）は、それぞれどのような評価を下し、将来像を示そうとしたのか。連立政権下では現在、新たな教育法案が出されるなど、事態は急速に動いているが、2011 年 1 月段階で見比べる限り、前記二つの文書には実態認識では相当部分での一致がありつつも、方向性については、連立政権移行に伴い、大規模な転換が予想される。

(1) 教員養成に入る段階での「質」への着目

a) 実態認識

二つの文書ともに、教員の「質」への問題意識が強くあり、それを、教員養成課程そのものの改善と、それ以上に、養成課程への入学者の「質」を引き上げる必要として論じている。養成課程に入る時点での水準が十分ではなく—例えば学卒後課程は、学士学位の評価が低い者が入学してくる傾向にある—、そのことが教育の質と教職の社会的地位向上を難しくしているという認識である。

b) 下院委員会報告書

この状況に対して、下院委員会報告書が示した主たる方向性は、次のようなものである。

- i) スキル・テスト（読み書き・情報コミュニケーション技術・計算の3分野）合格を養成修了段階ではなく、養成に入る際の要件として課す¹⁷。
- ii) 学士課程・学卒後課程の入学要件引き上げ¹⁸。教員不足が深刻なので、すぐに入学要件を引き上げられないことは理解できるが、学卒後課程の入学要件は、可能な限り早くに最低でも lower-second degree 保持者にすること。教職を成績の良い学卒者にとって魅力ある選択肢としていくことで、将来的には upper-secondary degree かそれ以上に引き上げる¹⁹。
- iii) 学士課程の中等教員養成に対する補助金を廃止（高等学校卒業後、非常にレベルの低い入学者しか得られていないため）²⁰。
- iv) これまで公立学校の場合、GTCE への正式登録を済ませて教員勤務を開始し、導入教育期間に入ったが、今後は、導入教育期間終了までは GTCE への登録を仮登録とする。

c) 白書

白書は、全体として、OECD-PISA 調査でイギリスの成績が急降下した（2000年→2006年の世界順位が科学で4位→14位、読解力で7位→17位、数学で8位→24位）ことを危機ととらえ、フィンランドや韓国など好成績の国から学んで根本的な改革を行うというスタンスを打ち出している。韓国は大学卒業者のトップ5%、フィンランドは10%から教員を獲得しており、それが OECD-PISA 調査で好成績をあげる教育を可能にしているという把握である²¹。そこから、次のような提案がされる。

- ① スキル・テストを養成修了時ではなく、養成開始要件として課す。その際、現行では、7人の内ひとりが3つのうちどれかを3回以上受験する実態があるので、受験許容回数を減らす²²。
- ② 養成に入る選抜のところで、態度や人格、立ち直る力（レジリエンス）を判定する²³。
- ③ 学卒後課程において、最低2:2（Second-class Honours, lower division）の学位を持っていない者に対しては、2012年9月からは国の補助金を廃止する²⁴。

教員養成を提供している高等教育機関の団体である大学教員養成協会 Universities Council for the Education of Teachers = UCET は、iv) には賛成であり²⁵、③には基本的に賛成だが、例外を認めることと、中期的に注意深く実施をすること²⁶、①②には反対しないが、現状でも非常に複雑な教員養成への応募過程に混乱をもたらさないこと²⁷、を要望するなど、強い反論は見られない。

(2) 教員養成における学校と高等教育機関の役割

a) 方向性についての異同

二つの文書ともに、「学校における教員養成」と「雇用ベースの教員養成」を拡大するという方向では一致している。ただし、下院委員会報告書では、現状から見て、この拡大を実施するためには一定の条件を付さねばならないと考えられており、それとも関連して、教員養成における高等教育機関の役割を位置づけ直そうとしていた。これに対して、白書は「学校」と「雇用ベース」を徹底していく方向であり、高等教育機関独自の貢献は重視していない。1（6）で述べた教員養成の修士レベル化について、白書がいっさい触れていないことは、その基本姿勢を象徴しているといえよう。

b) 下院委員会報告書

i) 「学校における教員養成」と「雇用ベースの教員養成」の拡大

同報告書は、現行で養成数全体の15%を占めている「学校における教員養成」と「雇用ベースの教員養成」の定員比率を、30%内外まで拡大することを“中期的に実現可能にすべし”というスタンスである²⁸。これは、養成を受ける者が大半の時間を学校で過ごすスタイルがとられて15年になるが、現在でも養成提供者は実習先を確保するのに苦勞しているという実態²⁹を問題視し、良質の養成を提供しうる学校制度のキャパシティを考慮して慎重に、ということである。例えば、「雇用ベースの教員養成」が高い能力を持つ転職者の獲得に有効であることを認めつつ、このルートを著しく拡大する場合にはOfstedが当該プログラムの一般的な質を保証してからにすべし、といった提言が見られる³⁰。

ii) 教員養成における高等教育の役割の定位

下院委員会報告書では、高等教育機関は教員養成に厳密さとステータスをもたらす点で重要であるとし、この立場から、TDA・Ofstedの課程認定・査察の際には、研究で活発なスタッフが教員養成に貢献をしているかといった点を考慮に入れるべきとされる³¹。また、「雇用ベースの養成」では、実践の理論的裏付けを理解できるようにすることが必要で、養成の一部としてPGCE/PgCEを修了する権利を与えられるべき³²とか、養成に携わる学校教員の地位向上のために「臨床実践家 clinical practitioner」という職階を導入し、これらのスタッフが高等教育機関に正式に所属するように³³といった提言がなされていた。

報告書は、教職を修士レベルの専門職として確立することを強く支持している³⁴。その場合、教職修士MTLの義務化ではなく³⁵、MTLに限定されない修士レベル課程一般への入学を支援するべきだ³⁶とし、MTLの学位としての信憑性と価値にはやや批判的な論調をとっている³⁷。

c) 白書

① 「学校における教員養成」と「雇用ベースの教員養成」への徹底した移行と多様化

白書は、特に「雇用ベース」を拡大し、それと並行してルートを多様化する提言をしている。

ティーチ・ファースト Teach First は、就職前の学卒者が、夏に6週間の養成を受けた後、最も困難な地域の学校で最低2年勤務し、リーダー教員候補としての機会もあるが、期間終了後は教職に拘束されない、というプログラムである。白書は、これの規模を倍増（現行560名から1,140名に）すること、初等教員養成にも拡大することを提案している³⁸。さらに、他の専門職からの転職者を受け入れ、リーダー教員への早道となる Teach Next や、軍除隊者を対象に短期で学士も取得させる ‘Troops to Teachers’ 計画の新設などの提案がある³⁹。

②高等教育機関独自の貢献を期待しない姿勢

教員の職能成長については、傑出した校長や学校現場に役割が期待され、（研修病院のような）研修学校 Teaching Schools のネットワークの構築⁴⁰、米国で成功している University Training Schools の設置⁴¹が提案されているが、修士レベルも含め、高等教育機関の独自の貢献は期待されていない。

大学教員養成協会 UCET は、高等教育機関の役割を認めた下院委員会報告書に対しては、“今後検討の必要な提案もあるが教師教育の将来に向けた議論に確かな基礎を提供するもの”としていた⁴²。しかし、白書には、教員養成担当者の討論サイトや大学教員養成協会の文書において、Ofsted の報告書で「学校における教員養成」や「雇用ベースの教員養成」より高等教育機関の養成の方が優れた質であったことを引き合いに出しながら、強い疑問が呈されている⁴³。

（3）「質保証」システム

a) 政権交代に伴う転換

下院委員会報告書と白書は、1（4）で述べた「質保証」システムが教員養成提供者に大きな負担を強いていて軽減が必要であるという点では一致しているが、具体策では全く異なる方向性である。

b) 下院委員会報告書

同報告書は、「中央で教員養成の要件を細かく定め、それが遵守されているかを Ofsted が査察するやりかたは、教員養成に致命的な影響 deadening effect を与えていると懸念している。省と TDA は、養成提供者の負担を軽減し、より広い政策変更に応じる地方の真の自律 genuine local autonomy を促進するような方策を早急にとるべきである」と結論づけていた⁴⁴。サッチャー政権以来、労働党政権にも引き継がれてきた、一見「合理的」な新自由主義的システムは、労働党政権末期には、その問題点が明確に認識され、省・TDA から地方へ、が志向されていたと言える。

c) 白書

これに対して、白書は、準政府機関である TDA の機能を大臣の権限へと回収する方向である⁴⁵。連立政権は、成立後、即座に（6月11日付け）TDA の予算削減を指示し、さらに8月には労働党政権下で定めていた2010-2011年度事業について見直し・廃止を通知していた⁴⁶。白書はこの延長線上にある。

おわりに

教職修士 MTL については、実施に要する財政負担が当初からの不安要因となっていたが、白書発行後、2010年12月6日付けで、教育大臣が TDA に対して、MTL 新規登録者向けの政府の財政支援打ち切りを通知した⁴⁷。どの修士レベルの課程が自分に適しているか、教科の知識か教育学かどちらに焦点を当てるべきか、といったことは教員自身が自由に決定できるべきである；政府が詳細に内容を決めた一種類の修士だけに投資するのが経済的に最適価値を持つものではなく他にも職能成長の機会が多い；といった理由が教育大臣から説明されている⁴⁸が、2（2）で明らかなように、基本姿勢は“修士レベル化より学校現場”にある。

白書は、貧困が低学力につながる連鎖を断ち切ろうとすること、現場の校長と教員の権限を拡大しようとするなど、注目される方向性を持っている。しかし、学力向上は教室の秩序維持なくしてはあり得ず、そのために出席停止 detention や検査 searching など生徒指導関係の学校・教員の権限を強化し、教員の権威を確立しようという強い姿勢であり、はたしてこれによって問題が解決できるのか、確かではない。

白書では、教員の養成について、“ここ20年以上、より明確に教室での実践を焦点化する傾向にあったが、それでもなお、新任教員はフォニックスや問題行動への対処など重要なスキルに自信が持てていないという調査結果がある”⁴⁹、だからオン・ザ・ジョブでの養成がもっと必要だ、という筋で高等教育機関からの重点移行が提案される。サッチャー政権下で、教員養成の学校へのシフトとルートの多様化が推し進められた際には、表向きは教員不足対策が理由となりつつ、右派シンクタンクによる大学（における教員養成）への攻撃という新保守主義が重要な動因となっていた⁵⁰。今回の諸提案は、形態として類似している事柄がありつつも、世界全体が国際的「学力」競争の渦の中に巻き込まれている中で、イギリスの浮上と生き残りを至上命題としての提案であり、筆者には、サッチャー期よりいっそう余裕がなく即効性を求め、新保守主義よりはむしろ新自由主義を徹底させていくものと映じる。

高等教育関係者、例えば大学教員養成協会は、教員養成に対して大学がもたらす「付加価値」—学校の中で養成を受けるだけでは複製と再生産になり新しいアイデアやアプローチにふれられない；養成受講者が学校現場を離れて経験を省察し、他の受講生と討論することに意義が

ある；大学の施設・設備を利用できる等一を主張していた⁵¹が、守勢は否めない。

現在、白書提案を含め政府の教育改革プログラムを実施に移すための法案が上程され、審議が進行中である⁵²。教育省関連の5つの機関を廃止し、その機能の存続が必要な場合は大臣に帰属させるとされているなかには、TDAもGTCEも含まれている。GTCEの廃止は、労働党の政策からの方針転換として理解しやすいが、TDAの廃止はサッチャー政権時代に作られた教員・職員とその養成課程管理の軸となるシステムの改廃であり、保守党そのものの教師教育政策の変化であるのか、連立政権であることの影響はどの程度かなど、今後、詳細を明らかにしつつ検討していくことが必要である。

付記：本稿は科学研究費補助金「現代イギリスにおける教員養成の質的向上と教員確保に関する研究」（基盤研究（C）2008-2010年度，研究代表者・高野和子）の研究成果の一部である。

- 1 例えば Walford, G, *Blair's Educational Legacy?*, Routledge, 2010.
- 2 本稿では「イギリス」は England, 「英国」は UK をさすものとして用いる。
- 3 House of Commons, Children, Schools and Families Committee, *Training of Teachers: Fourth Report of Session 2009-10, Volume I Report, together with formal minutes, ordered by the House of Commons to be printed 18 January 2010* (HC 275-I).
- 4 *Ibid.*, Volume II Oral and written evidence, (HC 275-II).
- 5 Department for Education, *The Importance of Teaching: Presented to Parliament by the Secretary of State for Education by Command of Her Majesty*, November 2010 (Cm7980).
- 6 以下の記述は、主として、労働党政権時にアクセスした各機関のホーム・ページと Wallace, S, *Oxford Dictionary of Education*, Oxford University Press, 2008 及び Holmes, E, *The Newly Qualified Teacher's Handbook (second Edition)*, Routledge, 2009 による。
- 7 TDA, *Professional Standards for Teachers—Why sit still in your career?*, 2007.
- 8 各項について、統計表など詳しくは高野「シンポジウム：教員養成6年制化案の是非を問う イギリスの経験に照らして」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究』第24号, 2011年4月発行予定（入稿済み）を参照。
- 9 *School Workforce in England*. 初等・中等といった学校段階ごとの PTR（教員ひとり当たりの生徒数）算出の際には「雇用ベースの教員養成」を受けている者は教員に含まれないが、全体の PTR 算定には含まれている。
- 10 TDA, *Professional Standards for Qualified Teacher Status and Requirements for Initial Teacher Training*, 2007.（現在は2008年改定版）
- 11 *Ibid.*, R2.8, R2.9.
- 12 *Ibid.*, R3.1, R3.2.
- 13 DCSF, *Being the Best for Our Children: Releasing Talent for Teaching and Learning*, 2008.
- 14 MTL については、TDA のウェブサイト (<http://www.tda.go.uk>), *Education Guardian* on 19 January 2010, McAteer, M and others, *Achieving your Masters in Teaching and Learning*, Learning Matters, 2010 による。
- 15 TDA, *The National Framework for Masters in Teaching and Learning*, February 2009.
- 16 DfE, *School Workforce in England (including pupil:teacher ratios and pupil:adult ratios)*, January 2010.

- 17 House of Commons, *op. cit.*, para. 32.
- 18 *Ibid.*, para 43, 44.
- 19 *Ibid.*, para 44.
- 20 *Ibid.*, para 42.
- 21 Department for Education, *The Importance of Teaching*, p. 3.
- 22 *Ibid.*, para 2. 10.
- 23 *Ibid.*, para 2. 11.
- 24 *Ibid.*, para 2. 9.
- 25 <http://www.ucet.ac.uk/2167> 及び UCET gives broad welcome to Select Committee recommendations on the training of teachers (Press Release, 9 February 2010) .
- 26 UCET response to Education White Paper.
- 27 James Noble-Rogers to Rt. Hon Michael Gove MP, 3 December 2010.
- 28 House of Commons, *op. cit.*, para. 50.
- 29 *Ibid.*, Summary.
- 30 *Ibid.*, para. 49.
- 31 *Ibid.*, para 82.
- 32 *Ibid.*, para 53.
- 33 *Ibid.*, para 83.
- 34 *Ibid.*, para 111.
- 35 *Ibid.*, para 114.
- 36 *Ibid.*, para 113.
- 37 *Ibid.*, para 112.
- 38 Department for Education, *op. cit.*, 2.12 2.13.
- 39 *Ibid.*, 2. 14.
- 40 *Ibid.*, 2. 23.
- 41 *Ibid.*, 2. 25.
- 42 注 25 に同じ。
- 43 白書の前日に公表された Ofsted 報告では, 高等教育機関が主導するパートナーシップでは 47% が「非常に優れている」の判定であったのに対し, 学校ベースの養成ではわずか 26% であったという (UCET response to Education White Paper 及び ESCalate:Join the Discussion サイト)。
- 44 House of Commons, *op. cit.*, para. 61.
- 45 Department for Education, *op. cit.*, 2. 22.
- 46 Revised TDA Remit 2010-11, 9 August 2010.
- 47 <http://www.tda.gov.uk/teacher/masters-in-teaching-and-learning/funding-change.aspx> (2011 年 1 月 2 日アクセス)。すでに MTL 取得をめざして履修を開始している教員への支援は, 履修開始から 3 年以内であれば, 修了まで継続される。MTL 課程を設置している 50 の大学が課程を継続するか否かは, 各大学の判断に任される。
- 48 <http://www.education.gov.uk/schools/careers/traininganddevelopment/a0071590/masters-in-teaching-and-learning> (2011 年 1 月 7 日アクセス)。
- 49 Department for Education, *op. cit.*, 2. 20.
- 50 高野「イギリスの教員資格制度－「ライセンス教師」導入の意味するもの」『明治大学教職課程年報』第 19 号 (1997 年) 参照。
- 51 Shifting teacher training into schools-UCET position, October 2010
- 52 法案審議の進行状況については <http://services.parliament.uk/bills/2010-11/education.html> で更新されていく。